別紙1

指定管理者のモニタリングシート

1，基本情報

確認年月日：令和3年12月24日

施設名	もりおか女性センター		
住所	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号		
指定管理者名	特定非営利活動法人参画プランニング・いわて	所管課名	男女共同参画推進室
指定管理料（年額）	63,140,740円		
今回確認期間	令和 2 年 12 月 26 日 から令和 3 年 12 月 24 日 まで （ 12 ヶ月間）		

2，業務の履行状況の確認について

（1）稼動実績

項目		今期計画	今期実績
開館日数 （12～11月）		—	317
延べ利用者数（12～11月）	個人	—	10,045
	団体	—	2,425
	主催	—	3,295
主要事業開催回数（1～12月）	3大事業	3	3
	共催/協働事業・市民団体支援事業	9	9
	講座事業	9	9
	起業事業	6	6
	相談事業（相談/講座）	2	2
	情報事業	4	4

（2）管理運営実績

項目		確認欄
設置目的	施設の設置目的及び市の施策の成果向上に果たす施設の役割を理解し，これらに沿った管理運営がなされているか。	適・要改善
平等利用	市民・利用者の平等な利用が確保されているか（一部の市民・利用者に対して，不当に利用を制限したり優遇したりすることが行われていないか。）。	適・要改善
施設の効用の発揮	施設管理	
	建物・外構の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	適・要改善
	設備の保守・点検は仕様書等に基づき行われているか。	適・要改善
	建物，外構，設備の修繕の履歴は整理，保管されているか。	適・要改善
	現金・備品等の管理	
	現金は適正に管理されているか。	適・要改善
	鍵は適正に管理されているか。	適・要改善
	施設に配置されている備品が適正に記録・管理されているか。	適・要改善
	備品の購入，廃棄，修繕の記録について整理，保管されているか。	適・要改善
	事業実施	
	仕様書及び事業計画書で実施することとしている事業が実施されているか。	適・要改善
	危機管理	
	危機対応の手順は整備されているか。	適・要改善
管理能力の確保	適正な人数の職員が配置されているか。	適・要改善
	職員の資質向上のための研修等の取組みが実施されているか。	適・要改善
	適正な労働条件が確保されているか。	適・要改善

（2）管理運営実績（続き）

項目		確認欄
個人情報保護	施設で取り扱う個人情報は，特記仕様書に基づき扱われているか。	適・要改善
その他	市と指定管理者の間で指定管理業務について記録することとしている事項について，記録が整備されているか。	適・要改善
	あらかじめ市に協議するべき事項について，適時に協議がされているか。	適・要改善
	市と指定管理者の間で指定管理業務について報告することとされている事項について，適時に報告がなされているか。	適・要改善

3，サービスの質の確認について

（1）サービス提供の状況

項目		確認欄
職員対応	職員の身だしなみは適切か	適・要改善
	利用者への応対のマナーは適切か	適・要改善
	利用者に対する職員の案内，説明は分かりやすく丁寧に行われているか。	適・要改善
施設管理	施設は清潔に保たれているか。	適・要改善
	施設内の案内が利用者にわかりやすく表示されているか。	適・要改善
	施設は利用者が利用目的に沿って安全に使用できる状態になっているか。	適・要改善
苦情要望	利用者からの苦情・要望に対し，適切な対応がなされているか	適・要改善
	利用者からの苦情・要望について，市への連絡報告が適切に行われているか	適・要改善
利用促進	事業実施の周知が適切になされているか。	適・要改善
	使用許可手続きは円滑に行われているか	適・要改善
	ホームページは「公の施設の指定管理者のインターネット利用指針」に沿って作成されているか。	適・要改善

4，指定管理者が施設の管理運営及びサービスの質を向上させるために工夫した事項

【管理】 昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止策を講じ、安心安全に施設利用ができるよう努めた。
【事業】 対面開催が可能な限り実施し、昨年導入したオンライン事業（ハイブリッド型オンライン配信）を継続。世代や地域を越えたつながりの場として効果を発揮している。
【情報】 日常の活動では事業参加に結びつきにくい子育て世代に向け、情報発信を強化。潜在的利用者層に情報を届け、ニーズの掘り起こしを図った。また、コロナ禍におけるひとり親の困難な状況を調査研究としてまとめ、広く周知に努めた。
【相談】 コロナ禍における孤独・孤立対策として、相談カード・くらし安心Q&A等の広報物を関係機関や医療機関等で配架。周知強化に努めた。感染対策を実施しながら、必要なケースは、面接相談も切れ目なく行った。

5，モニタリング結果を踏まえた今後の管理運営の方向性

指定管理者	所管課
新型コロナウイルス感染症に対する防止策を継続して講じ、適切な施設の管理運営とサービスの向上に努めていく。関係機関への周知を図りながら、ニーズを踏まえた相談事業を一層強化していく。啓発のための講座については、対面型を優先する姿勢を維持しつつ、ハイブリッド型オンライン配信についても定着を図っていく。また、当センターの市民との交流・協働の場でもある出前講座についても強化を図っていく。課題を把握しニーズに対応した事業を展開するために取組んでいる調査研究活動も引き続き実施していく。	昨今は常に新型コロナウイルス感染症の対策を考慮しながらの業務を余儀なくされているが，大変良好に管理運営がなされている。啓発事業等は対面型を基本としつつ，オンラインを活用することで効果的な実施に努め，相談事業においては，県の緊急事態宣言下においても，対策を万全に取った上で業務を継続するなど，当該施設の目的を理解し必要とされる役割を果たしている。今後も難しい状況があると予想されるが，高い専門性と経験により施設の役割を果たしていくことが期待される。